

特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書

この明細書は、個人が、租税特別措置法第28条に定めるところにより、特定の基金に対する負担金等につき、必要経費に算入をする場合に使用します。

この明細書は、確定申告書に添付してください。

なお、解約返戻金の支払を受けた場合は、事業所得に係る総収入金額に算入する必要があります。

○ 記載要領

- 1 「①」欄は、負担金又は掛金を支出した基金ごとに、基金を運用する法人名を記載します。
- 2 「②」欄は、負担金又は掛金を支出した基金ごとに、その基金名を記載します。
- 3 「③」欄は、負担金又は掛金を支出した基金が租税特別措置法施行令第18条の4第2項に規定する基金又は同条第3項に規定する公益法人等に該当する場合は、指定を受けた告示の番号を記載します。
- 4 「④」欄は、支出した負担金又は掛金の額を基金ごとに記載します。
- 5 「⑤」欄は、「④」欄のうち必要経費に算入した金額を記載します。